
地域脱炭素化促進区域に係る 道基準について

令和4年（2022年）9月9日（金）

令和4年第3回北海道環境審議会



1. はじめに	…	2
2. 道基準の考え方及びたたき台について（案）	…	3
3. 道基準の設定と関係する規制法・アセス法の関係について	…	13
4. 参考情報	…	18

本日の趣旨

本日は、地域脱炭素化促進事業の促進区域設定にかかる道の基準について、

道基準の「考え方」と「たたき台」の内容（区域の設定等）をご審議いただきます。

2. 道基準の考え方及びたたき台について（案）

2. 道基準の考え方及びたたき台について（案）（1）

2-1. 道基準の基本的な考え方（案）

促進区域の設定に関する環境省令で示されている考え方に基づいて、道基準の基本的な考え方を定める。

○ 地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保

○ 道の地方公共団体実行計画との整合

○ 再生可能エネルギーの潜在的な利用可能性を踏まえる

○ 客観的かつ科学的な知見に基づいた情報を設定

2-2. 道基準の設定による影響に配慮（i）

○ 環境影響評価法対象事業の環境配慮と整合を図る

- ・ 促進区域内で行われる地域脱炭素化促進事業と、促進区域外で行われる同様の再生可能エネルギー事業に対して、求める環境配慮が異ならないように、**環境影響評価（以下「アセス」という。）法に基づく配慮書手続で求める環境配慮と、道基準で設定する環境配慮の整合を図ることとする。**

（環境省 地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）2022年4月 P27 参照）

○ 市町村が本制度を活用し、地域の脱炭素化を検討する余地を確保

- ・ 市町村が地域の要望や地域住民の意見等を吸い上げ、地域の実状に応じて本制度を活用した、脱炭素化促進事業を検討できる裁量の余地を残せるように、**許可申請等の手続を行えば再生可能エネルギー事業を実施できる可能性がある区域については、促進区域の検討ができるよう、道基準を定めることとする。**

2. 道基準の考え方及びたたき台について（案）（4）

2-3. 促進区域の設定に関する都道府県の基準

促進区域の設定に関する環境省令によって示されている都道府県の基準の構成は次のとおり。

① 市町村が促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域（省令第五条の四第2項第一号）

② 考慮対象事項等（省令第五条の四第2項第二号）

No.	事項等
ア	施設の種類ごとに省令で掲げる環境配慮事項のうち、市町村が促進区域を定めるにあたっての考慮すべき事項（考慮対象事項）
イ	考慮対象事項ごとの環境保全への適正な配慮を確保するための考え方
ウ	考慮対象事項を考慮するにあたり収集すべき情報
エ	収集すべき情報の収集方法

③ 適用除外（省令第五条の四第5項）

④ 特例事項（省令第五条の四第3項）

2. 道基準の考え方及びたたき台について（案）（5）

2-4. 市町村が促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域（案）

市町村が促進区域から除外する区域として道が設定する基準は、国の基準の考え方を参照し設定する。

[国の基準]

市町村が促進区域から除外する区域の 基準名称	設定の考え方
① 促進区域に含めない区域	環境の保全に支障を及ぼすおそれがないように措置する観点から、 法令に基づき 、その 範囲が明確に定義 され、 図示されている区域 であって、当該区域内においては地域脱炭素化促進 施設の立地を原則認めない こととしている区域を定めている。

（環境省 地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）2022年4月より引用）



[道の基準]（案）

市町村が促進区域から除外する区域の 基準名称	設定の考え方
① 市町村が促進区域に含めることが 適切ではないと認められる区域	環境の保全に支障を及ぼすおそれがないように措置する観点から、 法令に基づき 、その 範囲が明確に定義 され、 図示されている区域 であって、 施設の設置を原則認めない こととしている又は禁止を行政指導している区域

2. 道基準の考え方及びたたき台について（案）（6）

2-4. 市町村が促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域（案）

道基準「**①**市町村が促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域」の“たたき台”について、別紙 1 - 1 をご参照ください。

① 市町村が促進区域から除外する区域（市町村が促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域）

①	区分	環境配慮事項 (令和 4 年環境省令第十四号第五条 の五で定められている事項)	国基準 (①促進区域に含めない区域)	市町村が促進区域から除外する区域（市町村が促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域）		
				区域名	区域の設定根拠	
促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する事項	硫化水素による影響				
		水の汚れによる影響				
		富栄養化による影響				
		水の濁りによる影響				
		溶存	内容が多岐に渡るため、別紙 1 - 1 をご参照ください。			
		水温				
		大気				
		騒音				
		悪臭				
		温泉への影響		a) 温泉保護地域・準保護地域	a) 温泉法 第 3・4 条 a) 北海道温泉保護対策要綱 第 4・別表 2 a) 温泉資源の保護に関するガイドライン	
		重要な地形及び地質への影響				
		土地の安定性への影響				
反射光による生活環境への影響						
影による影響						

2. 道基準の考え方及びたたき台について (案) (7)

2-5. 考慮対象事項等 (案)

市町村が促進区域を検討する際に考慮を要する区域・事項として道が設定する基準は、国の基準の考え方を参照し設定する。

[国の基準]

市町村が促進区域にする際には考慮を要する区域・事項の基準名称	設定の考え方
② 促進区域に含む場合には、指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要な区域	<u>促進区域に含めないこととするとまでは言えないものの環境の保全に支障を及ぼすおそれがないよう措置する観点から考慮が必要な区域。</u> 環境保全の支障を防止する観点から再エネの立地のために一定の基準を満たすことが <u>法令上必要な区域</u> を定めている。
② 促進区域の設定の際に、環境の保全に係る支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要な事項	<u>促進区域に含めないこととするとまでは言えないものの性質上環境の保全に支障を及ぼすおそれがないよう措置する観点から考慮が必要な事項。</u> <u>環境保全の支障を防止する必要性が高いものの、性質上区域での規制が行われていない事項</u> を定めている。

(環境省 地方公共団体実行計画 (区域施策編) 策定・実施マニュアル (地域脱炭素化促進事業編) 2022年4月より引用)



[道の基準] (案)

市町村が促進区域にする際には考慮を要する区域・事項の基準名称	設定の考え方
② 考慮対象区域	<u>法令や条例等の基準の遵守や、許認可等手続を経れば施設の設置が可能であるものの、地域の自然的社会的条件に応じて環境配慮が必要な区域</u>
② 考慮対象事項	<u>法令や条例等の基準の遵守や、許認可等手続を経れば施設の設置が可能であるものの、地域の自然的社会的条件に応じて環境配慮が必要な事項</u>

2. 道基準の考え方及びたたき台について（案）（8）

2-5. 考慮対象事項等（案）

道基準「**①**市町村が促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域」の“たたき台”について、別紙1-2及び1-3をご参照ください。

②-1 市町村が促進区域にする際には考慮を要する区域（考慮対象区域）

← 促進区域設定等に向けたハンドブック（第2版）、「昨年度委員の方からいただいた御意見」、「庁内協議」に基づき作成 →

①	区分	環境配慮事項 (令和4年環境省令第十四号第五 条の五で定められている事項)	国基準 <small>②-1 促進区域に含む場合には、指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要な区域</small>	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
				収集すべき情報	情報の収集方法	
考慮対象事項	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する事項	硫化水素による影響				
		水の汚れによる影響				
		富栄養化による影響				
		水の濁りによる影響				
		溶存酸素量				
		水温による				
		大気質への				
		騒音による生活環境への影響				
		悪臭による影響				
		温泉への影響				
	重要な地形及び地質への影響		a) 日本の典型的な地形 b) 重要な地形・地質	a) 国土交通省国土地理院HP b) 環境省HP a・b) 日本の地形レッドデータブック/文献その他資料 a・b) 科学的知見や関係部局等からの聴取	●当該地形の改変を避けた、又は改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること	

内容が多岐に渡るため、別紙1-2及び1-3をご参照ください。

おき地域において、新たに工場等を設置するに当たり、道と事業者は公害防止協定の締結に努めなくてはならない

2-6. 適用除外（案）

- 適用除外とは、②考慮対象事項等の全てを適用しないとすることができる基準のことで、省令上は、アセス法の対象規模未満の事業に設定が可能
- 道では、北海道アセス条例の対象規模未満の事業に、アセス手続を求めているため、地域脱炭素化促進事業にのみ、全ての規模の事業に対して道基準で環境配慮を求めることは、現行条例と不整合が生じる
- 現行条例を超えて新たな義務を課さないために、道の適用除外は、北海道アセス条例の対象規模未満の事業に設定する

[道の適用除外]（案）

道基準の全てを適用させない定め の基準名称	設定の考え方
③ 適用除外	北海道アセス条例の対象規模未満の事業を、適用除外の対象とする

2-7. 特例事項（案）

- 特例事項とは、事業の規模、設置の形態、場所を限定して、②考慮対象事項等の中から一部のみを適用する事項を選別できる基準のことで、アセス法の対象規模未満の事業に設定が可能
- 道では、アセス手続において、事業の規模、設定の形態、場所に応じて求める環境配慮事項を減らすことはしていないため、道基準においても、特例事項は設定しない

3. 道基準の設定と関係する規制法・ アセス法の関係について